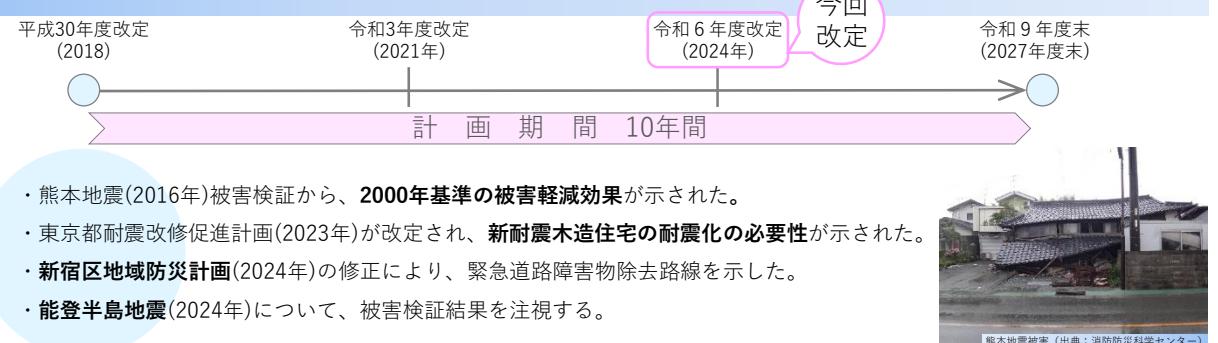
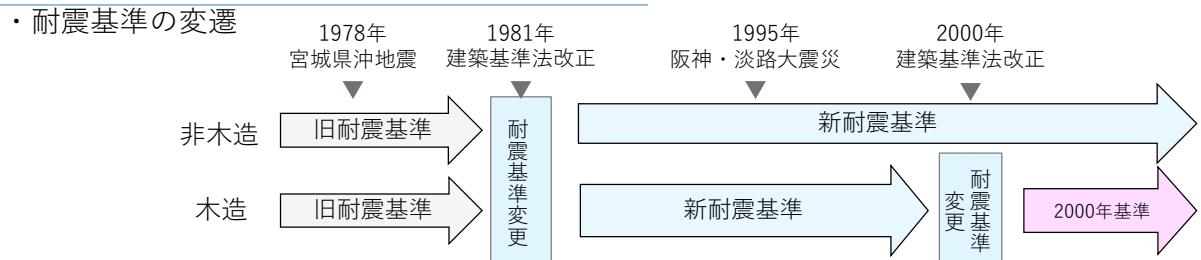


改定の背景 (p1)



第1章 はじめに (p2~6)

(1) 2000年基準の木造住宅を対象に追加



(2) 想定する地震の規模・被害の状況を変更

- ・新宿区地域防災計画の被害想定報告書の更新に伴い改定

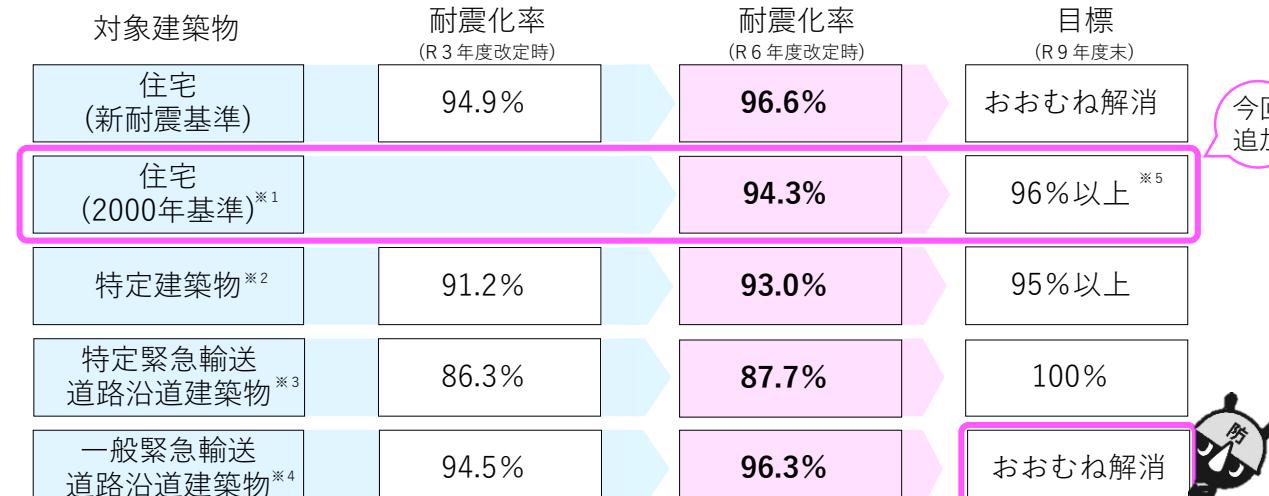
現計画
東京湾北部地震
M7.3
冬18時発生
風速8m/秒

改定

都心南部直下地震 多摩東部直下地震
M7.3
冬18時発生
風速8m/秒

被害種別	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
死者	33人	38人
負傷者	1,847人	2,077人
建物被害（全壊棟数）	530棟	627棟
地震火災（被害棟数）	86棟	103棟
帰宅困難者	359,365人	359,365人
避難者	41,038人	44,708人

第2章 耐震化率の現状と目標 (p7~12)



※1 住宅（2000年基準）：熊本地震の被害検証で、新耐震基準の木造住宅の一部に倒壊がみられたことから、今回新たに2000年基準の耐震性を有する住宅の耐震化率を算出し、目標を定める。

※2 特定建築物：多数の者が利用する一定規模以上の建築物及び地震による安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

※3 特定緊急輸送道路沿道建築物：高速自動車国道、一般国道、幹線道路及び防災拠点を連絡する道路などの緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める特定緊急輸送道路に接する一定の高さを超える建築物

※4 一般緊急輸送道路沿道建築物：特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路に接する一定の高さを超える建築物

※5 住宅の耐震化率の目標：熊本地震の被害検証で2000年基準の被害軽減効果が示されたことから、新耐震基準の耐震性を有しない住宅をおおむね解消することに加え、2000年基準の耐震性を有する住宅の耐震化率を96%以上とする。

第3章 取組方針 (p13~14)

所有者の役割

- ・地震による被害や損傷を防ぎ、主体的に耐震化を取組む

区の役割

- ・国、都及び関係団体と連携して、耐震化の必要性を啓発
- ・所有者が主体的に耐震化を取り組むための情報提供や技術的な支援
- ・公共的な観点から必要とする場合の経済的な支援

取組方針

- ・総合的かつ計画的に耐震診断及び耐震改修を促進
- ・国、都、近隣区及び関係団体との連携
- ・財源確保や広域的な観点等を必要とする場合は、国及び都等へ協力要請



第4章 施策の実施状況と課題 (p15~16)

(1) 耐震化支援事業の普及啓発

- ア 耐震化支援事業
広報、HP、イベント等
継続的な普及啓発が必要
- イ 緊急道路障害物除去路線^{※6}
建築物の耐震化について
普及啓発が必要

(2) 所有者間における合意形成

- ア 建物所有者間
耐震化に対する
考え方の相違
- イ 分譲マンション
工事費高騰など資金面で
合意が得にくい

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者への支援

- ア 建物所有者個々の課題
個々の課題に応じた
情報提供が必要
- イ 築50年以上の建物所有者
現行の容積率では
事業性確保が困難

(4) 耐震化促進に向けた更なる働きかけ

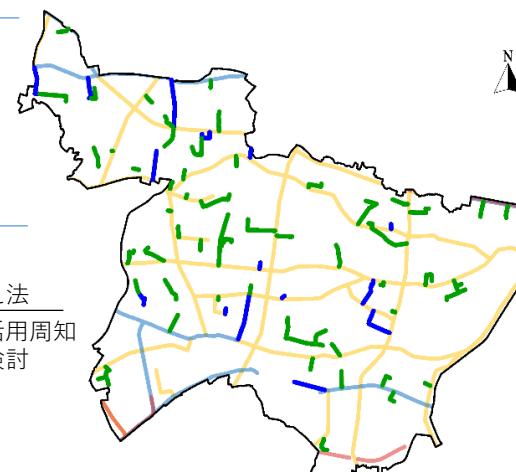
- ア 新耐震基準の木造住宅
国や都と連携し、
耐震化支援事業を推進
- イ 依然として耐震性が不十分
対象を特定した啓発
を行うことが必要

※6 緊急道路障害物除去路線：災害時における輸送路を確保し、救援救護活動を円滑に行うため、道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に優先して行う路線

第5章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るためにの施策 (p17~32)

(1) 意識啓発及び情報提供の充実

- ア 特定緊急輸送道路
沿道建築物
継続的な個別
訪問の実施
- イ 緊急道路
障害物除去路線
耐震化助成制度の
周知と耐震化の促進



(2) 耐震診断及び耐震改修への支援

- ア 旧耐震、新耐震
木造住宅
耐震性能を有しない
住宅を特定し、
重点的に普及啓発
- イ 非木造建築物
耐震化支援制度
の見直し
- ウ マンション建替え法
容積率許可制度の活用周知
制度の見直し検討

(3) 関連施策の推進

- 関連施策
エレベーターの安全対策支援
ブロック塀等の倒壊防止等
を推進

(4) 指導・助言等

- 耐震改修促進法
東京都耐震化推進条例
指導・助言等の実施
勧告・命令を検討

